

和泉市交際費の支出基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長等が市を代表し、行政の円滑な運営を図るため外部と交際する場合に支出する費用（以下「交際費」という。）に関し、公正かつ適正な執行を期するため、支出の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(支出の原則)

第2条 交際費の支出は、その相手方及び内容等が相当であり、社会通念上妥当であると認められる金額の範囲内において行うものとする。

(支出範囲)

第3条 交際費の支出は、市政の推進に関わりのある団体及び個人を対象に、次の各号に掲げる範囲内において行うものとする。

- (1) 折衝接遇経費 市政運営を図るうえで必要な折衝及び儀礼的接遇を行うための経費
- (2) 儀礼的経費 社会的習慣に基づく儀礼を行うための慶祝、弔意及び見舞いに係る経費
- (3) 賛助的経費 総会、懇親会、意見交換会及び祝賀会等の行事に参加するための会費又は会費相当の支出に係る経費
- (4) その他の経費 前各号に掲げるもののほか、市政運営上、特に必要と市長が認める経費

2 前項に掲げる団体を対象とする交際費は、当該団体の活動のために本市から補助金、分担金等の交付を受けている場合においては、支出対象としない。ただし、支出の内容が会費等実費を必要とする会合であるとき、飲食を伴うとき又は周年等を記念する祝賀行事であるときは、この限りでない。

(支出基準)

第4条 前条に規定する交際費の支出項目の対象範囲及び支出金額は、別表のとおりとする。

(支出名義)

第5条 交際費の支出名義人は、原則として市又は市長とする。ただし、市長に代わって副市長が出席する場合は、副市長の名義で支出することができる。

(交際費の見直し等)

第6条 市長は、交際費支出の内容や支出額が市民の感覚とかけ離れることがないように留意し、社会経済状況等の変化を十分考慮したうえ、この要綱の適正な運用に努め、
必要に応じて見直し等の措置を講じるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交際費の支出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支出項目		支出限度額	主な支出内容
折衝接遇経費		1件 20,000円	公共的団体、機関等の関係者及び市表敬訪問者等との折衝に要する経費並びに儀礼的接遇に要する経費
儀礼的 経費	慶 祝	1件 20,000円	お祝い等に要する経費
	弔 意	1件 20,000円 (香典)又は 実費相当額 (供花、柩等)	次に掲げる者の弔事における香典、供花、柩等に要する経費 ・市議会議員 ・和泉市名誉市民条例の規定による名誉市民 ・和泉市功労者表彰条例の規定による功労者 ・市長が特に必要と認める者
		1件 10,000円 (香典)又は 実費相当額 (供花、柩等)	次に掲げる者の弔事における香典、供花、柩等に要する経費 ・行政委員会の委員 ・地方自治法第202条の3の規定に基づく附属機関の委員 ・市又は市長の委嘱により調査、審議を行う機関の委員 ・市内の公共的団体又は公益団体の長又は役員
	見舞い	1件 20,000円	病気、災害、事故等の見舞いに要する経費
賛助的経費		1件 20,000円	総会、懇親会、周年事業、記念行事等に要する会費又は会費相当分の経費
その他の経費		社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額	市政運営上、特に重要なものであると判断することができ、市長が必要であると認める経費